



新行財政改革の推進に向けて  
(新行革サブテキスト)

岸和田市

## 巻頭の辞

このたび、新行財政改革大綱のサブテキストとして「新行財政改革の推進に向けて」を取りまとめ、職員の皆さんに提供できる運びとなりました。取りまとめに当たりましては、18名のプロジェクトチームのメンバーをはじめ、111名のモニタリングパートナー等多くの職員の意見交換や、プロセス情報を市民の皆さん方に発信しての双方向の関係のなかでの策定に努めてきました。

新しい行財政改革は、自治体運営の三つの原理を基本として、経営主体としての行政運営をいかに展開していくかということ、行政が市民や地域とどのような関係を構築していくかということ、それらのことを踏まえて「新しい公共」にいかに対応していくかということを基軸に作り上げられました。

このことは、第3次総合計画に示された「新しいまちづくりの推進」で構想されているシステムづくりと軌を一にするとところとなっており、総合計画が掲げる「何を実施するか」ということに留まらず、「どのように実施していくか」という二つの大きな目標達成に向けてのエンジンとしての機能を、この新行革サブテキストが果たしてくれるものと大きな期待をしております。

現下の社会経済状況は閉塞感漂うなかで推移しており、過去の経験則からは計り知れない局面が自治体を直撃しています。まさに、20世紀から21世紀への時代の踊り場のなかでの足踏み状態に陥ってしまったかの感があります。

私たちは、そのような時代にあって「新しい公共」に対応できる体力と体質を培わなければなりません。漫然と閉塞状況に身を置くのではなく、市民と情報を共有し、「市民と共に」希望に輝く未来に向けて歩みを進めていく責任があります。分権時代の自治体の職員としての自覚と誇りを胸に刻む必要があります。

市民と共に歩む自治体職員、新しい公共を担う市民や地域等々が手を携え、市民自治都市実現に向けてのまちづくりを加速させましょう。時代の変化は、待っていてはくれません。「先手必勝」で、新しい行財政改革を推進していきましょう。

岸和田市長 原 昇

# 新行財政改革の推進に向けて (新行革サブテキスト)

- 目次 -

第1章 総論.....	1
1 自治体をめぐる状況.....	1
(1) 社会状況の変化.....	1
(2) 財政状況の悪化.....	1
(3) 地方分権の流れ.....	2
(4) その他.....	2
2 新たなニーズへの対応.....	2
3 基本的理念.....	2
(1) 住民自治の原理.....	3
(2) 補完性の原理.....	3
(3) 持続性の原理.....	3
第2章 公民の役割分担について.....	4
1 公民の役割分担のあり方の検討.....	4
2 公共性の判定.....	4
(1) 公共性を判定するための2種類のモノサシ.....	4
(2) モノサシの対象外.....	4
(3) 4つの象限の考え方.....	5
(4) 行政サービスの公共性診断カルテの使い方.....	6
3 公共性と行政関与・実施主体・受益者負担の妥当性の関係.....	8
4 行政関与の妥当性の判定.....	9
(1) 判定の考え方.....	9
(2) 行政関与の妥当性診断カルテの使い方.....	9
5 実施主体の妥当性の判定.....	10
(1) 判定の考え方.....	10
(2) 実施主体の妥当性診断カルテの使い方.....	10
6 受益者負担の妥当性の判定.....	11
(1) 判定の考え方.....	11
(2) 受益者負担の妥当性診断カルテ.....	12
7 行政サービスの診断結果.....	13
8 まとめ.....	14
第3章 セーフティネットの構築.....	16
1 セーフティネットとは何か.....	16
2 セーフティネットの目的.....	16
3 岸和田セーフティネットのあるべき姿.....	16
(1) 人的支援サービス、拠点施設サービスの構築.....	17
(2) セーフティネットの実施主体.....	17
(3) 積極的な公開.....	17
4 岸和田セーフティネットの拡充.....	18

(1) 人的支援、拠点的施設の設置.....	18
(2) セーフティネット総合相談室.....	18
(3) 市民活動・地域活動セーフティネット.....	19
5  まとめ.....	19
第4章 Add(アッド)モードで岸和田は変わる!! ～公民協働のあり方について～...	20
1  合言葉は“ Add(アッド)モード ”で!! .....	20
2  協働への方策.....	20
(1) 住民とのネットワークの構築.....	20
(2) 協働のための人材育成.....	21
(3) 活動助成の充実.....	22
3  協働の範囲.....	22
4  協働の原則.....	23
5  協働の手順.....	24
(1) 協働事業の検討.....	25
(2) 協働形態の選択.....	25
(3) 協働相手の選定.....	26
(4) 協働事業の実施.....	26
(5) 協働事業の評価.....	26
(6) フィードバック.....	26
6  協働事例.....	27
(1) みんなでつくる公園づくり.....	27
(2) 協働でつくる地域情報紙.....	28
7  まとめ.....	29
第5章  最後に.....	30
資料.....	32
(A)  行政サービスの公共性診断カルテ .....	33
公共性の診断基準の解説と得点表 .....	34
(B)  行政関与の妥当性診断カルテ .....	37
行政関与の妥当性の診断基準の解説と得点表 .....	37
(C)  実施主体の妥当性診断カルテ .....	38
実施主体の妥当性の診断基準の解説と得点表 .....	38
(D)  受益者負担の妥当性診断カルテ .....	39
受益者負担の妥当性の診断基準の解説と得点表 .....	39

# 第1章 総論

## 1 自治体をめぐる状況

### (1) 社会状況の変化

少子高齢社会の到来により、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が減少してきているにもかかわらず、産業の空洞化や構造不況により、就労の機会が減り続けています。そのため、失業率の改善は見られず、高校や中学校の新卒者に対する求人は低水準で推移しています。

一方、老年人口（65歳以上）は引き続き増加し、岸和田市の総人口の15.5%に達し、独居老人や、介護の必要な高齢者が増加するなど社会構造は大きく変化し、また、急速な高度情報化社会、国際化社会への進展など、自治体を取り巻く状況は、めまぐるしく変化してきています。さらに、環境問題に目を向けると、使い捨て社会を見直し、ごみをリサイクルして環境にできるだけ負担をかけないという循環型社会が求められています。



### (2) 財政状況の悪化

バブル経済崩壊後、我が国の経済は、暗く長いトンネルから脱しきれない状況にあります。国は、景気対策のため国債を増発してきましたが、景気は回復せず、残ったのは国・地方を合わせて705兆円(平成14年度末見込み)の借金で、実に新生児から老人まで合わせた国民一人当たり約555万円の借金というのが現実です。



本市の財政状況も、歳入面では、市税収入は平成9年度から減少し続け（グラフ1参照）、基金を取り崩し予算編成してきましたが、その基金も底をつき始めています。また、歳入の約17%を地方交付税に依存していますが、その地方交付税制度自体も縮小等のあり方の検討が進められています。

歳出面では、財政の硬直性・弾力性の目安となる義務的経費が増加傾向にあり、多額の借金（普通会計：グラフ2参照）の返済にも迫られ、まさに危機的な状況にあります。

さらに、将来的にも財源が増加することは期待できず、ますます厳しい状況が続くことが予想されます。

### (3) 地方分権の流れ

これまでは、国から事業の移譲のみ行われてきましたが、平成 12 年 4 月 1 日に地方分権一括法が施行され、機関委任事務の廃止や国の関与の大幅な見直し、権限移譲の推進等を中心に制度改革が行われたことにより、地方分権時代に大きな一歩を踏み出すことになりました。

これは、まさに自治体の裁量権の拡大であり、こうした流れの中で、自治体は、自主性や自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、複雑・多様化する住民ニーズを的確に把握するとともに、住民との合意のもとに共に知恵を出し合いながら、個性や独自性、創造性を発揮することが求められてきます。



しかし、自主的に事業を進めるための国から自治体への税財源移譲の見通しは明確でなく、非常に困難な状況下で自治体の責任は大きくなるようとしています。

### (4) その他

最近、市町村合併の動きがマスコミを賑わしています。岸和田市も忠岡町と勉強会を設置し、広域行政のあり方について調査・研究を行い、報告書もまとまっています。もし、合併が現実化してくると、さらに状況が変わってきます。

## 2 新たなニーズへの対応

これまで見てきたような自治体を取り巻く状況の変化に伴い、行政サービスに対する住民のニーズは、より複雑・多様化し、より高度なものが求められてきます。そんな中で、従来の価値観や今までどおりのやり方、旧態依然とした考え方では対処しきれない課題が出てきています。

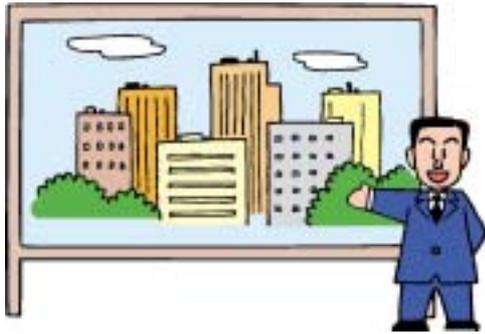
これらのニーズに的確に対応するためには、「行政 = 公共」というこれまでの枠組みを転換し、行政サービスのあり方を根本的に見直していくことが必要です。

そのためには住民と行政が、新しい「公」のあり方を考え、それぞれの担うべき役割を整理し、それぞれの特性に応じた役割分担を行っていく必要があるのではないのでしょうか。

## 3 基本的理念

これからの行政のあり方を考えるとき、その基本となる考え方は以下の三つの原理です。

### (1) 住民自治の原理



住民の一人ひとりが少しでも身の回りのことや地域のまちづくり、行政に関心を持ち、自分たちのことは自分たちでという発想で考え、話し合い、決定し、行動していく協力社会を築き上げることが必要ではないでしょうか。

住民と行政が対等な関係で協力し、連携したまちづくりを推進するために、行政は、様々な説明責任を果たすことはもちろんのこと、請求に基づく情報

公開だけでなく、積極的に情報を提供していく必要があります。住民と行政がお互いに情報共有することによって行政を透明化させ、住民と協力しながら、住民が納得できる行政へと転換していかなくてはなりません。

## (2) 補完性の原理

補完性の原理を端的に表現すれば、個人に出来ないことは家庭が、家庭に出来ないことは地域が、地域に出来ないことは市が、市に出来ないことは府が、府に出来ないことは国がカバーするということです。

個人の意思が尊重され、その能力を最大限に引き出すことにより、家庭や地域での小さな単位で解決可能なことは国や自治体が行うことなく、それぞれの個人や家庭、地域に任せ、それぞれで行うことが不可能で非効率なことのみを行政が補完することとします。

これは、住民からすれば、行政から住民への責任の押付けととられかねません。しかし、これは決して行政の責任を放棄することではなく、逆にいえば、国でなければできないことは国が、府でなければできないことは府が、市でなければできないことは市が責任をもって実施するということです。

## (3) 持続性の原理

例えば、バブル経済期に乱立した将来的な見通しの不十分な事業は、その後の長引く不景気によって従来どおりに持続させることが難しくなり、積み重なった債務を処理しきれない状態に陥っています。これは、ほとんどの行政機関が多額の公債により大型事業に取り組み、将来の住民へその負担を強いた結果、招いてしまったものです。

このように、現在の目の前の状況を解決するために、負担や責任を将来に先送りすることは避けなければなりません。

資源や財源には限りがありますので、将来を見据えた中で運用し、責任ある自治体運営を図り、現世代と次世代の受益と負担のバランスを図る中で、持続あるまちづくりを目指します。

## 第2章 公民の役割分担について

### 1 公民の役割分担のあり方の検討

では、公民の役割分担のあり方について、検討したいと思います。

公民の役割分担について考えてみると、どこにどう線引きするかは、判定する基準がなくては、客観的な判定が下せません。そこで、行政サービスにおける公民の役割分担のあり方を、次の4つの視点により判定します。

公共性

行政関与の妥当性

実施主体の妥当性

受益者負担の妥当性

判定に際しては、以下のことに留意します。

- (1) すべての業務が対象になるわけではなく、対象は、行政サービスに限定し、内部事務、管理業務、その他どうしてもそぐわないものは除外します。
- (2) 例えば、公民館を診断する場合、各地区公民館を一括して判定するのではなく、個々の地区公民館について判定します。また、施設としての公民館（ハード）とそこで行う事業（ソフト）についても、個々に判定を行います。道路の場合等も、各路線について判定します。

しかし、これらの4つの視点から判定した個々の結果をもって直ちに結論づけるのではなく、後に述べるセーフティネット、公民協働などの視点を加え、総合的に判断することが必要です。

### 2 公共性の判定

#### (1) 公共性を判定するための2種類のモノサシ

公益・共同消費か私益・個人消費か

公益性 私益性は、広く社会に利益をもたらす度合い（社会的帰属度）を表わしています。公益性の強弱は、補完性の原理である「個人が（出来ることは地域に任せない）出来ないことは地域が、地域が（できることは市に任せない）出来ないことは市がカバーする」という社会的な色合いの強さを表わしているのです。

必需か選択か

必需性 選択性は、日常生活を行う上での基礎的な生活必要度を表わしています。つまり、「必要不可欠なもの（必需）」であるか「なくても差し支えないが欲求の対象となるもの（選択）」であるかの度合いを表わしているのです。

#### (2) モノサシの対象外

前記のモノサシから漏れるケースやモノサシだけでは割り切れないケースに次のようなものがあります。

法令等により実施することが定められているもの

国の政令や府の例規等で市町村が実施するものと定められているものです。

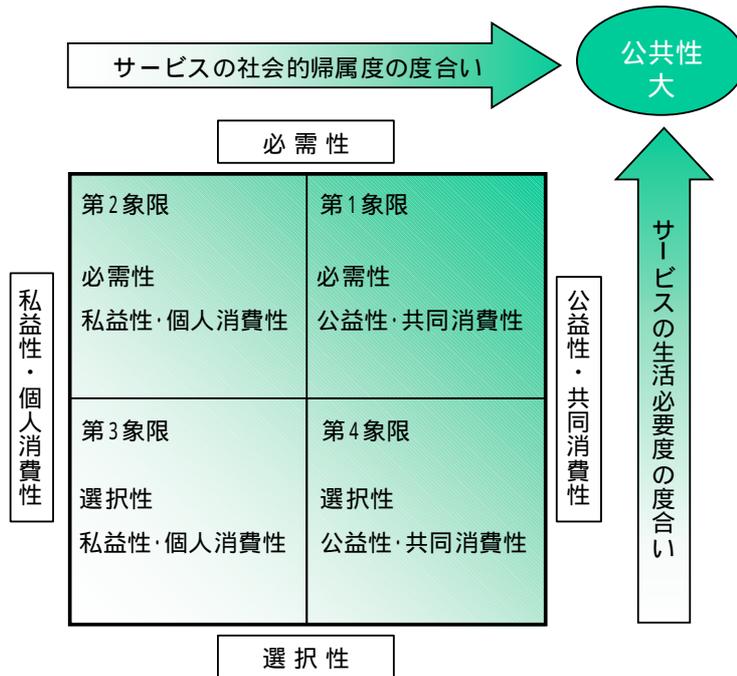
制度が現実に追いついていないもの ~ 緊急性のあるもの ~

急に問題が顕在化したために救済制度などが未整備の場合です。

これらは、(1)のモノサシに捕らわれることなく、積極的に問題解決のための方策を検討すべきであると考えます。

### (3) 4つの象限の考え方

公益・私益、必需・選択の状態を、視覚的にわかりやすくするために、4つの象限で表すと、以下のような図になります。



#### 第1象限(必需性 / 公益性・共同消費性)

便利さや利益が住民全体のものであり、しかも日常生活に欠かすことができない基礎的なサービスが該当します。より多くの人たちが、それがないと日々の生活における質が維持できず、それを最低限保障しなければならないエリアです。市場原理にはなじみにくい分野です。

#### 第2象限(必需性 / 私益性・個人消費性)

便利さや利益が住民個々のものであり、しかも日常生活に欠かすことができない基礎的なサービスが該当します。社会的弱者をつくらないという公的な立場は、このエリアに端的に表れます。

#### 第3象限(選択性 / 私益性・個人消費性)

便利さや利益が住民個々のものであり、格別欠かせられないということではないサービスが該当します。基本的に行政がさほど関与しなくていいエリアで、市場原理により民間でも供給しやすいエリアです。ただし、地域的あるいは世代的に公平平等にサービスを受けられない場合は、公平平等の観点から、行政の守備範囲とすることもやむを得ない場合があります。

#### 第4象限(選択性 / 公益性・共同消費性)

便利さや利益が住民全体のものであり、日常生活を豊かにする選択的なサービスが該当します。必要と考える人たちだけが必要なサービスを選択的に受けることができます。行政が少ない行政資源の中からサービスを供給しなければならないとすれば、一定の根拠を示さなければなりませんし、実際の関与も最低限にとどめるべきです。公益ではありますが、受益者負担を当然に考えるべきものです。

#### (4) 行政サービスの公共性診断カルテの使い方

実際に、事務・事業ごとに公共性を判定する手段として、別紙の(A)行政サービスの公共性診断カルテを作りました。

診断カルテに掲載している1から16までのそれぞれの診断基準に対して、そうであれば「はい」と答え、そうでなければ「いいえ」と答えます。その際、診断基準の解説と具体例を参考にします。「はい」と答えた場合は、それぞれの視点から得点を配していますので、その結果、どこの座標に落ちるかを見るものです。

それでは、具体的にすでに廃止されている牛滝山の市民憩いの家(以下「憩いの家」といいます。)を例にとって診断してみたいと思います。

誰でもそのサービスを受けることができる

憩いの家は、誰でも平等に、無条件に利用できる所以「はい」と答えます。

一定の条件を満たさなければ、そのサービスを受けることができない

憩いの家を利用するのに、一定の条件などは必要ないので「いいえ」と答えます。

個人又は集団が受益することにより、第三者が何らかの恩恵・利益を受ける

憩いの家を利用することで、間接的に第三者に対し恩恵や利益を与えることにはならないので「いいえ」と答えます。

個人又は集団が受益することにより、第三者が何らかの受益機会や質・量が損なわれる

憩いの家を利用することは、一定時間占有することになるので、第三者が利用することができなくなり、サービスを受ける機会や質、量に影響を及ぼしてしまうので「はい」と答えます。

市民生活にとって必要不可欠なサービス

憩いの家は、市民生活を支える上でなくてはならないものとはいえないので「いいえ」と答えます。

市民の大部分が利用しているサービス

大部分の人が憩いの家を実際に利用しているとはいえないので「いいえ」と答えます。

サービス供給の対象者が減少している

憩いの家のサービスの対象は老若男女を問わず、対象者自体が減少しているとはいえないので「いいえ」と答えます。

サービスのニーズや実施意義が希薄化している

娯楽の多様化、市民ニーズの変化などで、憩いの家を利用するニーズが減少し、実施する意義が薄れたと考えられるので「はい」と答えます。

地域社会全体の活性化につながるサービス

憩いの家を利用することで、特に地域社会全体の活性化や住民自治の促進につながるような効果はないので「いいえ」と答えます。

都市機能の拡大にかかわるサービス

憩いの家が、都市が持つ機能を拡大することにはつながらないので「いいえ」と答えます。

市民生活のさらなる利便性向上にかかわるサービス

憩いの家は、ふだんの生活をしていく上でさらに利便性が向上するものでもないので、「いいえ」と答えます。

特定の個人又は集団の利便性向上につながるサービス

憩いの家は、そこを利用する特定の個人又は集団だけの利便性向上につながるものなので「はい」と答えます。

市民の権利保護にかかわるサービス

憩いの家は、市民の権利保護にかかわるものではないので「いいえ」と答えます。

社会的・経済的弱者を対象としたサービス

憩いの家は、市民全体を対象とするもので、社会的・経済的弱者を対象としたものではないので「いいえ」と答えます。

社会保障を目的として供給するサービス

憩いの家は、社会保障を目的としたものではないので「いいえ」と答えます。

特定分野の個人的趣味や娯楽に属するサービス

憩いの家は、キャンプや会合など個人的な趣味や娯楽に属するサービスなので「はい」と答えます。

以上で、それぞれの基準に対して答えを出しました。次に、「はい」と答えた場合のみ、得点表から公益性、必需性の両面の得点を結果欄に書き込みます。

ここでは、1、4、8、12、16の基準に対して「はい」と答えましたので、1、4、8、12、16のみ得点表から得点をつけます。例えば、1の場合は、公益性は+1、必需性は0となり、4の場合は、公益性は-1、必需性は0となり、8の場合は、公益性は0、必需性は-1となり、12の場合は、公益性は-1、必需性は-1となり、16の場合は、公益性は-1、必需性は-1となります。

次に、「結果欄の公益」を合計すると-2となり、「結果欄の必需」を合計すると-3となり、それぞれ下の「公益性と必需性による公共性の診断結果」欄に書き込みます。その得点を座標軸に落とします。

この結果、憩いの家は第3象限に位置することになります。

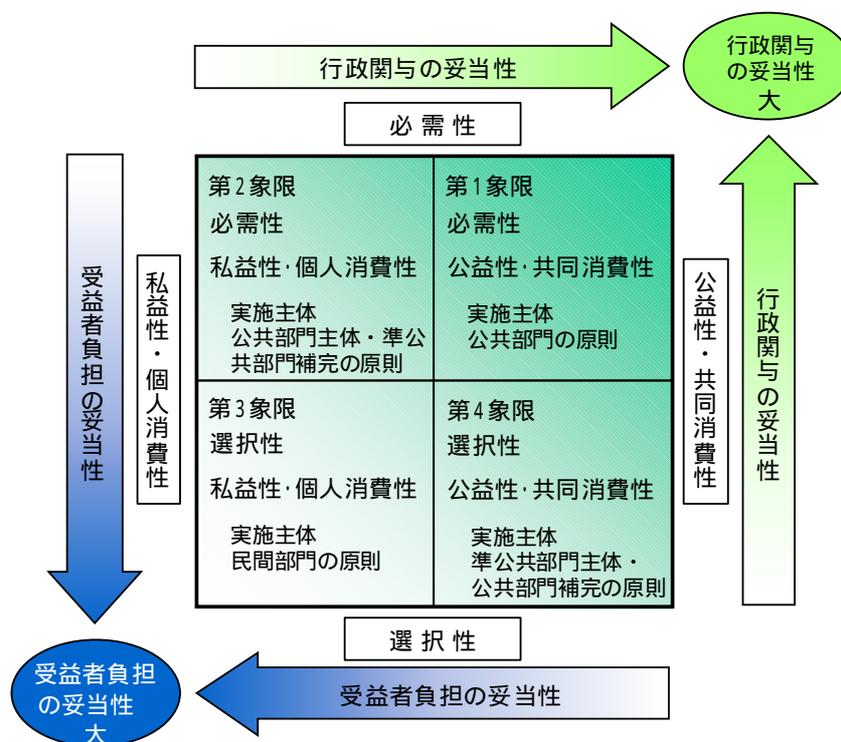
診断カルテには、別途パソコン操作版（エクセル）があります。それぞれの基

準に対して答えを出していくと、自動的に得点が表示され、座標軸の上に結果が表れます。

### 3 公共性と行政関与・実施主体・受益者負担の妥当性の関係

次に、「行政関与の妥当性」・「実施主体の妥当性」・「受益者負担の妥当性」の視点から判定しますが、その前に、公共性の判定結果との関係についてまず整理します。

公共性を判定する際に、4つの象限に分類しましたが、その象限の性質と、市が関与すべきかどうかの妥当性（行政関与の妥当性）、受益と負担の妥当性（受益者負担の妥当性）及び市が直接実施することの妥当性（実施主体の妥当性）について考えると、判定の方向性は、図のようになります。



行政サービスにおいては、「公益性」と「必要性」が大きいほど、つまり社会的な色合いが大きく、必要不可欠であるものほど、行政が関与する役割は大きく、受益者が負担する割合は低くなります。逆に、社会的な色合いが小さく、個人で出来ること、なくても差し支えないことであればあるほど、行政の役割は小さく、受益者が負担する割合が高くなります。

また、実施主体については、第1象限では公共部門の原則となり、第3象限では民間部門の原則となりますが、その中間領域に位置する第2象限・第4象限については、サービスの実施主体や受益と負担の関係について慎重な議論が求められます。

しかし、公益性 私益性、必要性 選択性の2軸だけで、「行政関与の妥当性」「受益者負担の妥当性」を判定しきれものではありません。また、実施主体についても、現在の多様化する社会情勢において、様々な形態が考えられます。

従って、これら3つについて判定するには、個別に具体的な基準が必要となります。そこで、まず行政が関与することの妥当性を判定することとします。

#### 4 行政関与の妥当性の判定

##### (1) 判定の考え方

本市として現時点でサービスの供給に関与すべきかどうかを、当該サービスが、人間らしく生きる権利を守るといった「行政責任」、本市の地理的条件や歴史的背景などの「本市の独自性」、また、時代のニーズにあったものなのか、効率的に供給されているのかといった「実施効果」の視点から判定を行います。

##### (2) 行政関与の妥当性診断カルテの使い方

判定は、別紙の(B)行政関与の妥当性診断カルテで行います。診断カルテに掲載しているそれぞれの診断基準に対して、「はい」、「いいえ」の二者択一で答えます。それぞれの基準に対して「はい」と答えた場合は「はい」のところに、「いいえ」と答えた場合は「いいえ」のところにチェックを入れます。

その際、診断基準の解説を参考にします。

診断した結果は、プラスが多いほど、関与の妥当性が高く、逆にマイナスが多いほど本市が関与する妥当性が低いと考えられます。

それでは、具体的に憩いの家を例にとって診断してみたいと思います。

当該サービスが社会保障の機能を果たしているもの

憩いの家は、社会保障の機能を有していないので「いいえ」と答えます。

サービスの立案・形成に関するもの

憩いの家は、サービスの立案・形成に関するものではないので「いいえ」と答えます。

当該サービスと実施結果が類似するサービスが行政内に存在するもの

憩いの家と類似するサービスが行政内に存在しないので「いいえ」と答えます。

民間類似サービスで相応の実績があり、十分な供給ができるもの

憩いの家と類似したサービスを供給する者が民間に存在し、十分供給されていると考えられるので「はい」と判断します。

自助・共助で対応可能であるもの

憩いの家は、自助・共助により対応可能なサービスではないので「いいえ」と答えます。

法律等の基準を超えたレベルでのサービスを提供しているもの

憩いの家は、市単独の事業であり、法律などによる基準が設けられていないので「はい」と答えます。

本市条例により関与が定められているもの

憩いの家に関する条例は、施設管理・運営を目的とした内容しか定められていないので「いいえ」と答えます。

市の資源を有効活用するもの

憩いの家は、岸和田市の有する資源(自然環境)を有効活用するものなので「はい」と答えます。

次に、「はい」と答えた場合のみ、得点表から点数を結果欄に書き込みます。

行政関与の妥当性の診断では、4、6、8に「はい」と答えたので、得点は - 1、- 1、+ 1となり合計すると - 1となります。行政関与の妥当性診断の幅は最大が + 4、最小が - 4となります。

診断カルテには、別途パソコン操作版(エクセル)があります。それぞれの基準に対して答えを出していくと、自動的に得点が表示されます。

## 5 実施主体の妥当性の判定

### (1) 判定の考え方

実施主体についても、公共性が高いサービスや行政関与の妥当性が高いサービスの実施主体がすべて行政である必要はありません。市民ニーズが多様化する現在においては、市民団体、ボランティア団体、NPOなどが実施主体となる方が望ましいサービスも少なくありません。行政責任の確保、秘密の保持、市民サービスの確保、経済性・効率性、受託能力の有無など様々な観点から、サービスの実施主体、実施方法を検討する必要があります

そこで、当該行政サービスを市が実施主体として行うことが妥当かどうかの判定を行います。

### (2) 実施主体の妥当性診断カルテの使い方

判定は、別紙の(C)実施主体の妥当性診断カルテで行います。診断カルテに掲載しているそれぞれの診断基準に対して、「はい」、「いいえ」の二者択一で答えます。それぞれの基準に対して「はい」と答えた場合は「はい」のところに、「いいえ」と答えた場合は「いいえ」のところにチェックを入れます。

その際、診断基準の解説を参考にします。

診断した結果は、プラスが多いほど行政主体としての事業的色彩が強く、逆にマイナスが多いほど実施方法の検討が必要と考えられます。

それでは、具体的に憩いの家を例にとって診断してみたいと思います。

他に実施主体のない事業

憩いの家は、すでに民間等において類似のサービスが供給されており、他に実施主体があるので「いいえ」と答えます。

緊急災害対策等に関する事業

憩いの家は、緊急災害対策に関する事業ではないので、「いいえ」と答えます。

市民との協働の推進を目的とした事業

憩いの家は、市民とのパートナーシップ確保の推進を目的とした事業ではない

ので「いいえ」と答えます。

外部委託により市民参加と自治意識の向上が図れる事業

憩いの家を外部に委託することにより、住民自治の高揚に関わるとは考えられないので「いいえ」と答えます。

外部委託を行っても、そのサービスの質の維持又は向上が図れる事業

すでに民間等において良好な類似サービスが存在し、憩いの家を外部委託した場合も、そのサービスの質は維持できるので「はい」と答えます。

民間におけるノウハウ・専門知識・技術等が必要とされる事業

憩いの家の管理・運営は、民間におけるノウハウ・専門知識・技術等を必要とするものではないので「いいえ」と答えます。

マニュアル等により定型化が可能な事業

憩いの家の管理・運営は、マニュアル等により定型化が可能と考えられるので「はい」と答えます。

行政でなければ入手困難な情報又は個人情報に関する事業

憩いの家は、行政以外では入手困難な情報又は個人情報に関するものではないので「いいえ」と判断します。

次に、「はい」と答えた場合のみ、得点表から点数を診断結果欄に書き込みます。

実施主体の妥当性の診断では5、7に「はい」と答えたので、得点は-1、-1となり、合計すると-2となります。実施主体の妥当性診断の幅は最大が+4、最小が-4となります。

診断カルテには、別途パソコン操作版（エクセル）があります。それぞれの基準に対して答えを出していくと、自動的に得点が表示されます。

## 6 受益者負担の妥当性の判定

### (1) 判定の考え方

行政が供給すべきサービスであっても、その性質に応じて受益者に適正な負担を求めて行く必要があります。

そこで、受益者に負担を求めるべきサービス内容の観点から受益者負担の妥当性の判定を行います。

なお、受益者負担の適正化の基本的な考え方は以下のとおりです。

適正な料金設定及び不均衡の是正

すでに公共施設の使用料や手数料など受益者負担を求めているものについては、事務の効率化を図り、負担額を求める場合の基準や設定根拠を明確に示す必要があります。

新たな料金の設定

公共性及び受益者負担の妥当性の判定によって、受益者負担を求めていくことが妥当と判定されるものについては、積極的に、料金設定を行うことが必要となります。

ただし、セーフティネットの機能を持つサービスに留意しなければならないことはいままでもありません。

## (2) 受益者負担の妥当性診断カルテ

判定は、別紙の(D)受益者負担の妥当性診断カルテで行います。診断カルテに掲載しているそれぞれの診断基準に対して、「はい」、「いいえ」の二者択一で答えます。それぞれの基準に対して「はい」と答えた場合は「はい」のところに、「いいえ」と答えた場合は「いいえ」のところにチェックを入れます。

その際、診断基準の解説を参考にします。

診断した結果は、プラスが多いほど受益者負担を求めて行くべきであると考えられます。

それでは、具体的に憩いの家を例にとって診断してみたいと思います。

個人又は集団により利用量・頻度が異なるサービス

憩いの家は、個人又は集団により、利用量や頻度が異なるものなので「はい」と答えます。

特定の個人又は集団が直接受けるサービス

憩いの家は、特定の個人又は集団が直接そのサービスを受けるものなので「はい」と答えます。

乱用防止等のため受益者負担による抑制効果が必要なサービス

憩いの家は、その利用に際し受益者負担による一定の抑制効果が必要なので「はい」と答えます。

特定の個人又は集団の利便性向上につながるサービス

憩いの家は、そこを利用する特定の個人又は集団だけの利便性向上につながるため「はい」と答えます。

特定分野の個人的趣味や娯楽に属するサービス

憩いの家は、趣味や娯楽に属するサービスなので「はい」と答えます。

次に、「はい」と答えた場合のみ、得点表から点数を診断結果欄に書き込みます。受益者負担の妥当性の診断では、1から5全てに「はい」と答えたので、得点は+1、+1、+1、+1、+1となり、合計すると+5となります。受益者負担の妥当性診断の幅は最大が5、最小が0となります。

診断カルテには、別途パソコン操作版(エクセル)があります。それぞれの基準に対して答えを出していくと、自動的に得点が表示され、座標軸の上に結果が表れます。

## 7 行政サービスの診断結果

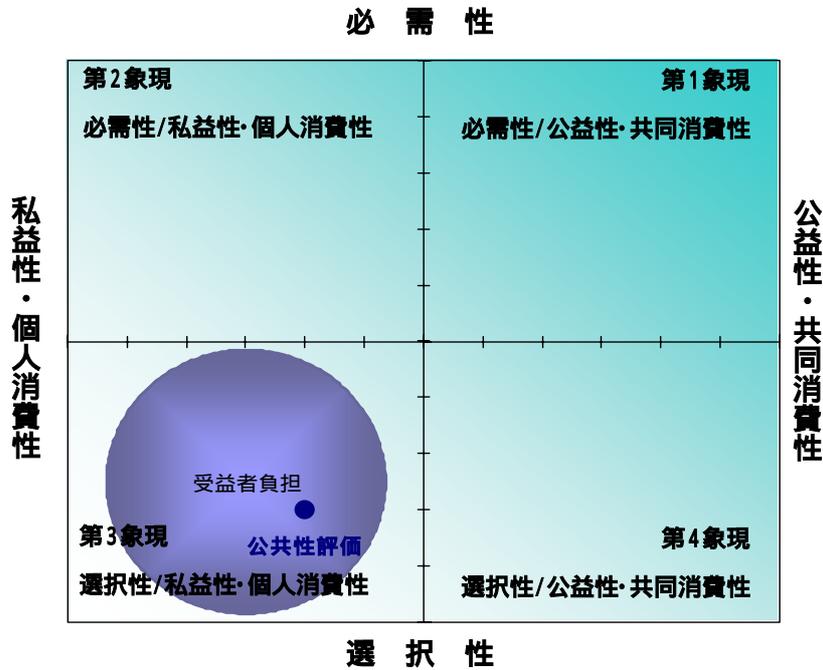
憩いの家というサービスを、「公共性」、「行政関与の妥当性」、「実施主体の妥当性」、「受益者負担の妥当性」の4つの視点により診断した結果は、次のようになります。

## 行政サービスの診断結果

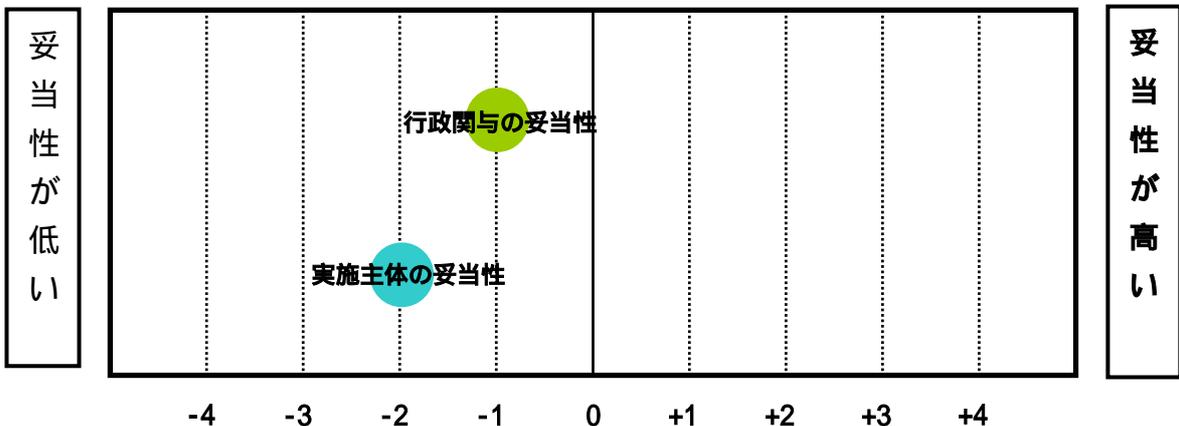
行政サービス名	憩いの家
---------	------

診断の視点	診断結果	
	公益性	必需性
公共性の診断	- 2	- 3
行政関与の妥当性の診断 { - 4 診断値 4 }	- 1	
実施主体の妥当性の診断 { - 4 診断値 4 }	- 2	
受益者負担の妥当性の診断 { 0 診断値 5 }	5	

### 公共性・受益者負担の妥当性の診断結果



### 行政関与の妥当性・実施主体の妥当性の診断結果



これらから考えられることは、憩いの家は、「公共性」では第3象限に位置することとなり、公益性・必需性が低く、私益性・選択性が高いものであることがわかり、したがって公共性が低いことがイメージとして捉えやすくなります。

また、すでに述べましたように、便利さや利益が住民個々のものであって、格別欠かせられないということではないサービスと考えられます。公共性が低いので、基本的に行政がさほど関与しなくていいもので、市場原理により民間でも供給しやすいサービスと考えられます。

さらに、「行政関与の妥当性」では、行政関与の程度はやや低くなり、行政が関与する必然性は比較的低く、「実施主体の妥当性」では市が主体となって直接実施することの妥当性がかなり低くなっているため、実施主体や方法についてはかなりの程度で検討する必要があるといえます。

このことから判断すると、憩いの家については、事業の存在意義、あり方について、根本的に見直す必要のあるサービスということになります。

また、「受益者負担の妥当性」では、受益者負担の妥当性は非常に高い数値となっており、適正な使用料で運営し、利用者に対して相当の負担を求めていく必要があるといえます。

ただし、この憩いの家も、建設当時は、今よりも公共性が高かったと考えられます。しかし、時代の流れ、娯楽の多様化、ニーズの変化によって、存在意義が薄れ、時代とともに公共性が認められなくなったわけです。

行政に携わるものとしては、時代の変化を敏感にキャッチし、時代にそぐわなくなった施策や岸和田にそぐわない施策からは勇気をもって撤退し、新たに必要とされる施策に注力すべきではないかということになります。

## 8 まとめ

以上のように、公民の役割分担について、具体的な事例をあげながら、「公共性」、「行政関与の妥当性」、「実施主体の妥当性」、「受益者負担の妥当性」の4つの視点から診断してきました。

このように数値化することで、ある程度恣意的・意図的な判断を避けることができます。また、座標軸に図式化することで、結果がイメージとしてわかりやすくなりました。

これらの一連の判定作業を通じて得られた結果などをもとに、事業のあり方や進むべき方向、将来像を再検討することになります。

事業を存続するのかどうか、実施方法、受益者の負担割合をどう見直すかなど、市民生活に直結する判断がされるわけです。そのため、あらためて次のことに注意すべきです。

### (1) 複数の人による診断

個人の診断では偏った結果が出るかもしれません。診断カルテは、事業内容や実態をある程度知る複数の人で議論をしながら診断する必要があります。診断カルテ

による結果は、複数人による事業診断のものとしてします。

(2) 診断の客観性の確保

いうまでもなく、診断作業が恣意的に行われると、結果に信憑性がなくなってしまいます。ともすれば、担当課の診断は甘くなりやすく、逆に管理部門の診断は辛くなりやすくなると予見できますので、客観的に判断できる第三者の判定組織を設ける必要があります。

(3) 最終診断は市民と行政の対話で

診断結果によって、一律に、機械的に、安易に事業の見直しや廃止、立案を行うことは非常に危険です。診断カルテには反映されない生命に直接関わるものや緊急を要するものなど特殊な事情を含む事業もあるからです。

今後、事業の見直しや廃止、立案などの際には、常に市民と行政による対話が頻繁に行われることが想定されると思いますが、これらの診断結果を市民と行政が議論を進めていく材料とします。最終的には市民と行政が様々な要素を勘案し、両者の相互理解のもとに最終的な判断を導いていくことが求められます。



## 第3章 セーフティネットの構築

### 1 セーフティネットとは何か

第2章では、4つの視点から公民の役割分担について判定してきましたが、これらの判定の対象には適さず、行政が中心となって構築すべきものに“セーフティネット”があります。

セーフティネットは、直訳すると安全網です。もともとサーカスの空中ブランコなどの下に張ってある網のことをいいます。空中ブランコの演技者が転落しても怪我等しないように用意したものです。また、演技者はこの網があるおかげで、臆病にならずに思いきった演技を披露することができます。

「演技」を「人生」に置き換えると、セーフティネットの意味が明確になってきます。つまり、セーフティネットとは人生の中で様々な不測の事態に遭遇したときに、その人を一時的に保護する機能なのです。

### 2 セーフティネットの目的

セーフティネットには、大きく分けて次の4つの目的が考えられます。

- (1) 万一事故や災い等が発生してもその被害を最小限に防ぐこと。
- (2) 被害が生じたときの補償制度をあらかじめ用意しておくこと。
- (3) 将来確実に発生すると予想される事象に備えること。
- (4) セーフティネットの存在によって安心感が与えられ、より積極的になること。

セーフティネットのない社会というのは「一度の失敗さえ許されない社会」なのです。そのような社会では誰もリスクのあることをしなくなるでしょう。しかし、セーフティネットがあることで、人は安心して新たなチャレンジができるのです。セーフティネットは個人のためだけでなく、社会にとっても大きな利益になるものだといえます。

人が安心して生活し、不測の事態に遭遇しても次のステップにチャレンジできるような環境を整えることがセーフティネットであると理解すべきでしょう。

では、本市としてどのような役割を果たすことができ、今後どのようなセーフティネットを張ることができるのでしょうか。



### 3 岸和田セーフティネットのあるべき姿

住民の生命と暮らしを守るのが自治体本来の役目です。限られた財源により、自治体単独で張れるセーフティネットには限界がありますが、たとえ財政的、社会的状況が厳しくても、譲れない最後の一線が存在することは明らかです。それがセーフティネットです。

将来を展望し、地域性を十分考慮しながら、住民が安心できるまちづくりの礎ともなる有効なセーフティネットを張り続けることが必要です。

## (1) 人的支援サービス、拠点的施設サービスの構築

セーフティネットを制度化し、提供する際には、様々な形態から、より効果的な手段を選ぶ必要があります。現在の給付形態を分類すると次の4種があげられます。

金銭給付 各種補助金、手当、給付金、就学奨励金等

現物給付 医療器具の貸し出し等

人的支援サービス 職業訓練、カウンセリング、ヘルパーサービス等

拠点的施設サービス 障害者施設、高齢者施設、児童養護施設等

基本理念の「補完性の原理」に則ってセーフティネットを考えると、まず、自分のことは自分であるのが原則です。しかし、人にはそれぞれ限界があり、自立を支援するセーフティネットが必要となります。個人でできないことは、家族で支え合うことが必要であり、そのための家族支援のセーフティネットが必要となります。さらに、地域で支え合うためには、地域支援のセーフティネットが必要となります。

これまでセーフティネットの形態としては現金給付が大きな割合を占めていましたが、住民に最も近い基礎自治体では、地域に密着した柔軟な運営、迅速で細やかな対応が必要であるため、現金給付よりも、このような自立支援、家族支援、地域支援を形成するための人的支援サービス、拠点的施設サービスを構築することが非常に重要になってきます。こうしたセーフティネットへと政策的な転換を図っていく必要があります。

## (2) セーフティネットの実施主体

セーフティネットには生活、医療、金融、雇用等様々な分野があり、行政以外にも様々な実施主体が存在しますが、この実施主体についても変革の時代が到来しています。

生命保険等は以前から民間で存在したセーフティネットといえます。介護サービスのように、ビジネスとして成立するセーフティネットは民間企業が請け負っています。

また、これまで、安定した企業に就職することは、終身雇用という万全なセーフティネットとして機能してきました。さらに、地域社会においては近所付き合いの中で子育てに関する相談や独居老人の安否確認なども行われていました。

しかし、これらも社会の変化によって機能しなくなり始めるとともに、一方ではこれに代わってボランティアやNPO等の活動が盛んになりつつあります。こうした団体が今後の社会を支える有力な柱となることも認識しなければなりません。

## (3) 積極的な公開

いくらセーフティネットを張っていても、いつ、どんな時に、それを利用できるのかを知らないと何の意味もありません。

固定観念によってサービスの受給を拒むような人には理解を促し、様々なセーフティネットの存在を積極的に情報公開していくことが必要です。情報公開そのものがセーフティネットとなることもありうるのです。

#### 4 岸和田セーフティネットの拡充

これまで述べてきたことを考慮して、具体的に本市では次のようなセーフティネットの拡充が必要であると考えられます。

##### (1) 人的支援、拠点施設の設置

地域の中で高齢者や障害者が共にいきいきと生活していけるような人的支援として、ホームヘルパー派遣や、付き添いガイドヘルパー派遣、手話通訳ヘルパー派遣、また、専門的な分野では、心理判定員や保健士の派遣なども考えられます。

身近な地域の中で利用できるような拠点施設の充実としては、グループホームや街かどデイハウスなどが整備・拡充されることが必要です。

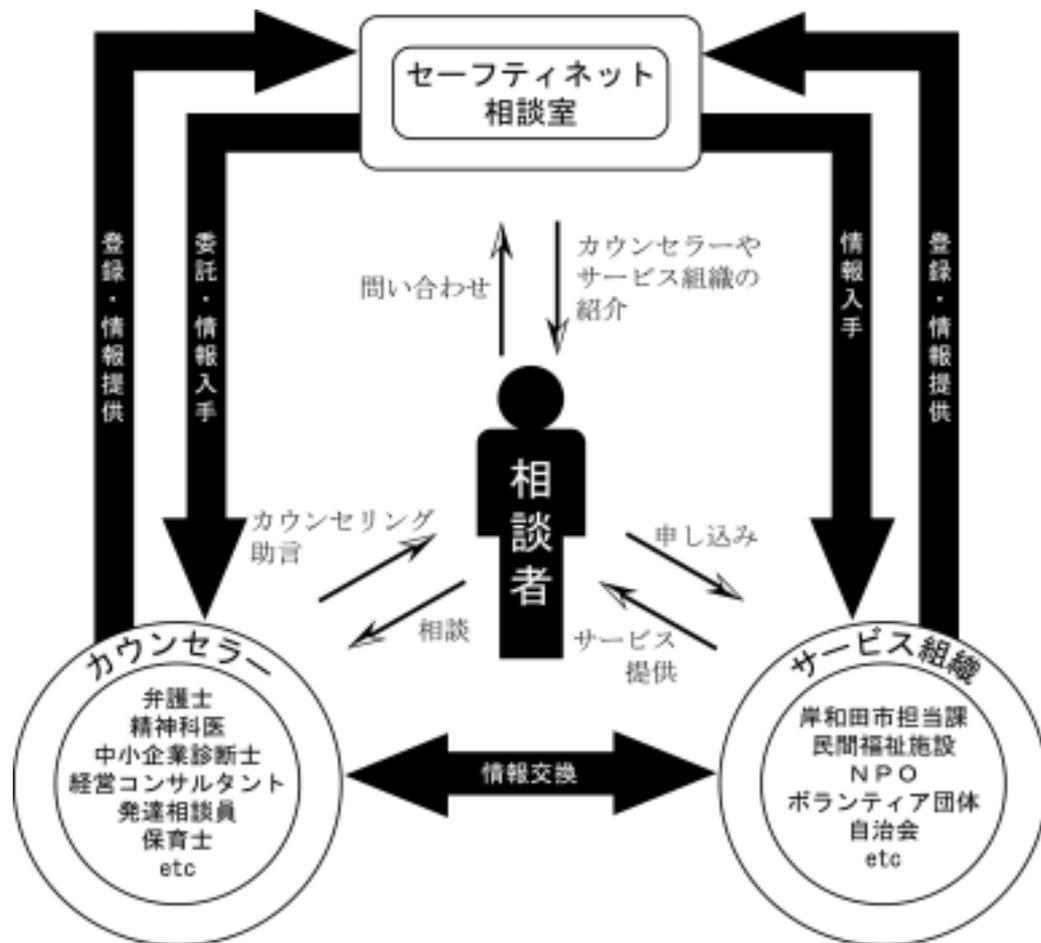
これらの居住機能や体制は、すでに整備されつつありますが、まだまだ不足している現状を踏まえ、居住機能や介護支援等の機能の充実、拡充を図る必要があります。

また、NPOやボランティア活動をバックアップする施策を充実することは、地域社会にとっても行政にとっても大きなメリットがあるでしょう。ボランティア活動等を行う市民活動団体に、その活動支援として本市の保有する資源（パソコンや学校等の空スペース等）を有効活用するために提供したり、さらに就職活動や職業訓練等の雇用サポート等の導入も必要だと考えられます。



##### (2) セーフティネット総合相談室

中小企業の経営、消費生活、子育て等に関して悩みを抱えている場合、どこに相談に行ったらいいのか判断できません。また、役所の窓口を回るのも煩わしいものです。そこで、それぞれの専門家スタッフによる相談やカウンセリングを受けることができたり、市や府、国で取り扱っている制度を始めとして、ボランティアやNPOなどの組織により運営されている支援や相談等の情報を常に整理し、支援を求める人に情報提供したり、相談に応じられるようなセーフティネットの総合相談室的なものをつくる必要があるではないでしょうか。そのイメージが次の図です。



### (3) 市民活動・地域活動セーフティネット

国や府によるセーフティネットは、制度の中で一定基準を設けざるを得ないため、網の目から漏れてしまう部分や微妙な格差が生じてしまいます。しかし、迅速に細やかな対応をすることができるのは、住民に最も近い基礎自治体である岸和田市です。そうしたより細やかな部分の対応策として、子育てに関する不安や独居老人の孤独感解消等のメンタルヘルス、安否確認、避難誘導、防災などを地域社会の結束によるセーフティネットとして再構築することが出来ます。ここに、ボランティア、NPO、企業などの活動が加われば、さらに充実したセーフティネットになる可能性を秘めています。

こうした地域活動は前述した「補完性の原理」に応じたものとも考えられますが、そのきっかけを作る役目を自治体が担う必要があります。

## 5 まとめ

本市でどのようにセーフティネットを充実させるべきかを述べてきましたが、永久的で完璧なセーフティネットはありません。また、社会情勢は刻々と変化し、それを反映して行政の役割も住民の意識も大きく変化してきています。行政は、その変化を的確に把握し、吸収し、具体的な施策としなければなりません。

## 第4章 Add(アッド)モードで岸和田は変わる！！ ～ 公民協働のあり方について～

これまで、公と民の役割分担について考えてきましたが、サービスの実施については、公と民に二分できる訳ではありません。先にも述べていたように複雑・多様化する市民ニーズに対しては、主体が公であっても、供給は民であったり、公と民が協力して行うなど、公と民の両者のパートナーシップの関係すなわち「協働」が必要となってきます。ここでは、公と民の協働のあり方について述べることにします。

『協働』 協働とは、市民、市民活動団体、事業者、行政が互いの存在を認め、尊重し合い、対等な立場で、相互に補い合いながら共通の目的を達成していくシステムです。

### 1 合言葉は“Add(アッド)モード”で！！

これまでの公と民の関係はどちらかといえば、行政はサービスを提供する側、市民はサービスを要求・受給する側といったものでした。

しかし現在、きっかけは様々ですが、ボランティア団体、地区市民協議会等を組織し、共通の課題を克服することで日々の生活の質的向上を図ろうと活動している“元気な市民”が現れています。

このような公共を担い始めたこれらの市民との協働の関係をより積極的に進めていくには、行政はどの領域の財・サービスをどのような比重でどのように組み合わせ、全体としての効果を出していくのかという仕組みを提案していかなければなりません。我々は、この仕組みを「Add(アッド)モード」と呼ぶことにしました。

これには、次のような意味も込めています。

- A : アメニティー(Amenity)  
求めるものは生活環境の質
- d : ドラスティック(drastic)  
その手法は大胆な発想でもって
- d : ダイレクト(direct)  
その効果が直接市民に届くように

### 2 協働への方策

ここでは、市民とのAddモード形成のための方策について述べます。

#### (1) 住民とのネットワークの構築

市内協働体制の柔軟化と地域配置

協働を進めていく過程では、市内での部課間の連携をとり、いろいろな施策を統合しようとする横の連携が必須となります。

協働の推進役としては、市内での市民活動推進を担当する課の整備、行政の協働に対する基本理念や原則についての条例化等の整備が望まれます。

また、よりきめ細やかな協働体制としては、生活の場である地域への行政機能

の配置、市民と行政のコーディネイト役としてのコミュニティワーカーの地域配置、市民との時間感覚の相違を解消するための勤務体制などの充実が望まれます。

#### 「中間支援組織」の設立

では、市民活動団体（ボランティア団体、NPO、地区市民協議会、町会等）に対して行政の支援はどうあるべきでしょうか。市民活動団体に対して行政が金銭や役務提供などにより直接支援すると、市民活動の自立性を損なうだけでなく、行政側の恣意が入る可能性もあるため、中間的な支援組織を公設民営で行う必要があります。

そこで、中間支援組織は、

- ア 市民活動の相談窓口
  - イ 市民活動の情報収集、提供と発信
  - ウ 市民活動団体と企業などの交流の場
  - エ 人材バンク（法律や会計専門家、環境や福祉まちづくりの専門家など）
  - オ 人材開発講座等の企画、開催
- などの機能を持ったものとします。

## (2) 協働のための人材育成

### 対話力の向上

市民の話をよく聴く姿勢、話の中から政策課題につながる情報を聞き取ろうとする姿勢が大切です。また、協働という、異質なもの同士が共通の目的を達成していく過程で起こる摩擦を回避するのではなく、オープンなラウンドテーブルの場でひとつの結論へと意見を調整していく力が必要です。

### マネジメント(管理運営)能力の向上

行政機関のコスト意識の低さは常々批判の対象となっていますが、予算が比較的潤沢であった時代には、それでも事業を支障なく運営することが可能でした。しかし、歳入が減少する一方で義務的経費が増大し続け、財政の硬直化が進行してしまった現在、同じ方法では行政サービスを持続させることはもはや不可能になっています。

これからは、費用対効果に対して厳しくなるだけでなく、新規事業については、初期経費だけでなく運用経費をも十分に考慮するなどマネジメントの力量を高める必要が生じています。民間企業では当然のコスト管理についての力量を高める必要に迫られています。

### 即応性のある人事管理システム

本市の組織は従来 of 適正人員という固定的な配置のままです。例えば、ハコ物予算を削減する中、技術系職員がソフト事業部門へ異動することで、多様化する市民ニーズに対して、ハードからソフトまでより総合的に一つのセクションで対応できるようになります。

また、異動も年に一度だけと固定的に考えるのではなく、事業の進捗状態や事業量などに合わせるといった柔軟な対応も必要です。

### (3) 活動助成の充実

市民活動団体は、財政的に脆弱な特徴を持っています。これまで様々な名目で行われてきた補助金制度を、協働支援のための補助金に整理統合することや、行政が協働業務を委託することも、市民活動団体の財政基盤の強化につながります。

しかし、これらの場合、補助の内容や委託相手の選択過程、効果の評価等を情報公開することで、補助や契約が特定の団体に偏らないように十分留意する必要があります。

さらに、協働施策に対して優先的に予算化したり、地域ベースで事業予算化していくことで、協働がより進むと同時に市民活動団体への財政面での助成の充実が図られます。

これらの助成方法の選択は、時勢や地域の実情などによって決めていくべきでしょう。

## 3 協働の範囲

協働が可能な領域を、公共性判定での4つの象限で表すと次の図のようになります。

協働可能な領域（イメージ図）



協働が可能な領域は、基本的には第2象限と第4象限の2つになりますが、いずれのサービスも行政側あるいは市民側だけで行えるものではなく、両者の協働によって行われることを認識すべきです。

また、内部管理事務や権力行政に係る事務（許可、認可、課税、徴収等）は協働にはなじみません。

## 4 協働の原則

市民と行政がより良い協働の関係をつくっていくためには、信頼関係とパートナーシップをいかに築いていくかということが重要になります。協働のルールが不明確であったり、不透明であったりするとお互いに誤解や不信感を抱きかねません。そこで協働事業を行う上での基本原則を次の5点とします。なお、これらの原則は行政が一方的に決めるのではなく、市民とともに考えていく必要があります。



### (1) 相互理解

市民と行政はその立場や特性が異なります。協働はその異なる性質の両者がお互いの短所を補い、長所を生かすことによってより良い市民サービスを供給することであり、そのためには両者が各々の立場や特性をよく理解することが必要です。

行政・企業・市民活動の相違点

行政	企業	市民活動
○公平性重視（画一性） ○安定性・信頼性 ○包括性 ○権利性	○採算性重視（営利性） ○合理性 ○効率性 ○弾力性	○個別性重視（柔軟性） ○先駆性・機動性 ○互助性 ○批判性
非効率・非弾力性	営利性の追求 （市場原理の貫徹）	非組織性（財政基盤の脆弱、 人材の不足、組織マネジメント力の不足）

○印が長所、 印が短所

出典：『岸和田市市民活動支援に関する提言』

### (2) 自主性の尊重

市民がその特性を発揮するためには、市民の自主性が確保されることが必要です。

### (3) 対等な関係

市民と行政が協働する際、両者が対等な関係で取り組むことが必要です。市民は行政の安上がりな下請けではありません。両者の関係は上下ではなくパートナーであることを自覚し、互いに信頼と協調を重んじ、共通の目的と責任を持つ主体同士として取り組んでいくことが大切です。

### (4) 目的の明確化

様々な点で異なる市民と行政が協働していくためには、何のために協働するのかという目的意識を共有し、率直な意見交換を重ねて事業の達成目標や両者の役割分

担を明確にすることが必要です。

## (5) 情報公開

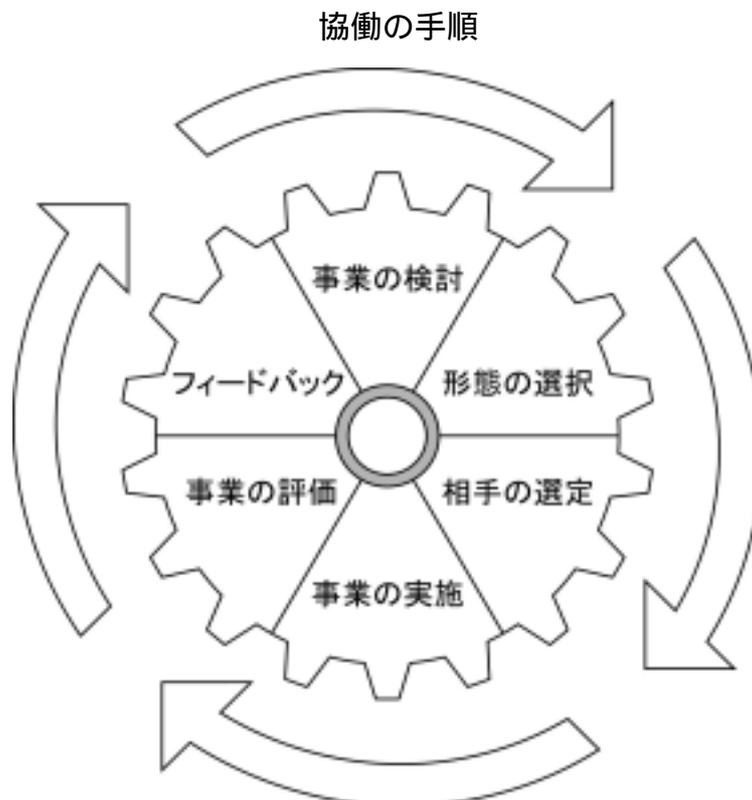
協働事業は、その対象となる市民の信頼があってこそ成り立つものです。そのため、市民と行政が協働する際は、両者の関係が外からよく見えるように透明性を確保した開かれた状態であることが必要です。協働事業の内容、協働相手の選定基準、選定方法などの公開はもとより、協働を積極的に推進するために事業の計画や構想の段階から情報を提供し、ともに事業を考えていく姿勢が大切です。また、このように情報公開することによって、多くの市民が参加できるような機会を確保し、競争原理が働くようにすることが必要です。

## 5 協働の手順

協働に向けてのベースとして、サービスや施設などの計画立案、決定過程への市民参加を充実させる必要があります。

時間をかけて参加者の意見を重ね、合意を形成することで、これまで行政主導で行われてきた単なる市民参加型事業から、市民が主体的に参加し、実施する協働型事業へとステップアップしていくのです。そのための有効な手法として、ワークショップ、グラウンドワーク、アドプトシステムなどがあげられます（6 協働事例 参照）。

このような市民参加をベースとした市民と行政との協働の手順は次表のようになります。協働は、事業の検討や実施、評価のどの場面からでも可能であり、個々の事業の実体に合わせて取り入れていくことが大切です。



## (1) 協働事業の検討

協働事業は、市民の生活に直接的な関わりがあり、市民活動団体の特性を活かせる事業に適しています。新たな協働にふさわしい事業を検討したり、既存事業を見直して協働して行おうとする際、下記のチェックポイントを参考に検討します。これら協働事業の検討には、市民の意思が反映されていることが大切です。

### チェックポイント

行政が関与すべき事業か。

市民の高いニーズがあるか。

市民活動団体等の迅速性、弾力性、専門性などを活かすことによって、市民ニーズに合ったサービスの供給ができるか。

協働することによって、より市民サービスの質・量が高まるか。

その事業分野で活動実績があり、協働の相手となる市民活動団体があるか。

協働することによって、市民参加や住民自治が促進されるか。

協働する場合と行政が直接実施する場合において、経費負担に比べ事業効果が高まるか。

協働した場合の有効性、コスト面、公平性などの具体的なメリット・デメリットを比較し、メリットの方が大きいのか。

実施方法は効率的・効果的か（既存事業の場合）。

## (2) 協働形態の選択

事業の内容に見合う最も効率的で効果的な協働の形態を選択します。また、どのような形態であってもその役割分担や責任の範囲を明確にする必要があります。

### 共催

市民活動団体と行政が主催者となって共同で一つの事業を行います。市民活動団体の持つネットワークを活かした市民の立場からの事業の企画、実施が可能になり、また市民活動団体と行政との協力関係が促進される効果があります。

### 後援

市民活動団体が行う事業に対し、“行政が後援している”という形で支援します。例えば、岸和田市後援という後援名義の使用によりその事業の信用が広く得られ、市民活動団体の活動が活性化される効果があります。

### 補助・助成事業

市民活動団体が主導的に行う活動への補助や助成を、共通の目的を達成するための効果的な資金として行政上の位置付けを行い支援します。実施にあたっては、市民活動団体の自主性を阻害しないよう、また、継続的な支援による財政的な依存体質を招かないよう注意する必要があります。

### 委託事業

市民活動団体が専門性、先駆性、機動性、独創性などを有する場合に、それらの活用が期待できる事業に適しています。行政は市民活動団体と委託契約を結ぶ

ことになり、入札への参加など契約上の取扱いは、原則として企業と同様です。事業の主体は行政でありその責任は行政にあります。市民活動団体は契約書、仕様書等に定められた責務を履行する義務を負うこととなります。

#### 情報提供・情報交換

特定分野での高度な知識と技術を備えた市民活動団体や、きめ細やかな活動を重ねてきた市民活動団体から行政の施策に対する提案を受けたり、市民ニーズや協働事業に対する意見を聞いたりします。お互いが持っている情報を提供し合うことで情報収集の効率化、情報の共有化が図られ、また、情報を共有し合うことから新しい事業の展開などが可能になります。

### (3) 協働相手の選定

市民活動団体の活動内容や実績、事業の遂行能力、財政力、運営の透明性などを総合的に判断し、最も事業に適した相手を選定します。選定にあたっては公平性を図るため、協働相手の選定基準や選定方法について情報公開するとともに選定結果についても公表することが大切です。

### (4) 協働事業の実施

事業を進めるにあたっては、事前に事業目標や協働についての考え方を両者で十分話し合い、共通認識を持つことが大切です。また、事業実施中もそれぞれの役割分担、責任分担を果たし、情報の共有化を図り、意思疎通を行い、適切な事業の執行が確保されるよう努めます。

### (5) 協働事業の評価

協働によって行われた事業については、協働することによってより効果的なサービスが供給されたかなど、下記の協働事業評価チェックポイントを参考に市民と行政の両者でそれぞれ評価します。評価にあたっては、同じ相手と継続して協働を行うことによってその相手の自主性を損なったり、また、特定の相手に偏らないよう、効率性や効果などの視点で評価することが大切です。

#### 協働事業評価チェックポイント

- |                                      |                                       |
|--------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="radio"/> 協働の手法を用いたことの適否 | <input type="radio"/> 事業目標の達成度        |
| <input type="radio"/> 協働相手の選定方法の妥当性  | <input type="radio"/> 市民活動団体の持つ特性の発揮度 |
| <input type="radio"/> 採用した協働形態の妥当性   | <input type="radio"/> 情報交換などの意思疎通度    |
| <input type="radio"/> 事業の目標設定の妥当性    | <input type="radio"/> 費用対効果           |

### (6) フィードバック

評価結果を公開するとともに協働事業の内容や協働相手について見直しを行い、より効果的で質の高いサービスを提供するために今後の事業に反映させていきます。

## 6 協働事例

### (1) 「みんなでつくる公園づくり」



その目的は、

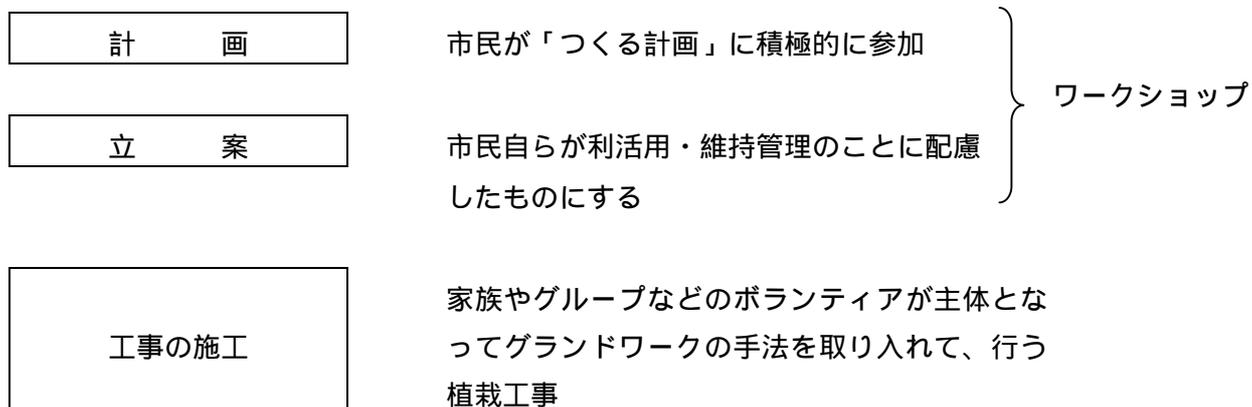
立場を越えて参加者同士の良い人間関係をつくること。

中心となるテーマについて、参加者が認識を深め、他者の価値観や考え方を知ること。

参加者の持つ貴重な知恵と経験を提案のまとめに活かすこと。

このようなワークショップは、年齢や性別、立場の違い、障害のあるなしに関わらず、水平的なコミュニケーションを可能にする手法として有効です。

<行政・市民>



ここで、これまで述べた仕組みについて、公園を事例に考えてみましょう。

今までの公園づくりは、行政が計画、立案、工事の施工、維持管理をし、市民が出来た施設を利用するという一方向的なシステムで行われてきました。

この場合、本当に市民が利用したいと思っている公園なのかという公園に対する共通認識、市民との一体感に欠けるものでした。

公民協働の公園づくりの本質は、もっと身近な場面であり、それを始めるにはそれなりの手法が必要となります。そのひとつがワークショップです。

ワークショップ手法は、参加者が共に討議したり、現場を見たりするなどの協働作業を通じて、まちづくりの提案などをまとめる手法であり、その集まり(場)のことをいいます。

- ・市民 - 作業協力
- ・企業 - 機械、技術の支援
- ・専門家 - 技術等のアドバイス
- ・行政 - 資材等の援助

### 公園利用

愛着のこもった公園の誕生

### 維持管理

(清掃、除草、施設の保守等)

ボランティアによるアドプトシステム(里親制度)

を取り入れて維持管理

### まちづくりへの関心

“Addモード”の波及効果

グラウンドワーク 市民・企業・行政の3者が一体となって組織をつくり、それぞれ得意なところを分担し、身近な環境などを見直しながら課題を見つけ解決していく仕組み  
 アドプトシステム アドプトとは養子縁組のことで、公園や道路などの一定区間のお世話をしてくれる里親を募る仕組み

これは一般的な流れであって、すでに計画・立案されているものもありますが、どの段階であっても市民とのパートナーシップによって出来るところから始められます。

協働作業の当初は参加者同士の会話も成り立ちにくかったり、行政との話し合いも平行線のままかも知れませんが、花苗づくりを実際に行ってみることで、現実味を帯びるようになり、一体感も芽生えてくるでしょう。



将来的には、公民協働によるまちづくりコーディネーター養成講座や花とみどりの活動によって生産される苗や収穫物との交換(エコ・マネーの導入)、その他の施策についても公民協働の輪を広げていき、「公園通り」と市民が呼称するようになればいいのです。

都市計画法の改正により、「NPO等による都市計画の提案制度」も導入されています。市民と職員が互いに接触する頻度を高め、普段見過ごしてしまっている知恵や技、モノなどに対して、もう一度新たなスポットを当て蘇えらせることができれば、地域内循環が活発になり、地域力が飛躍的に向上することが期待できます。

## (2) 協働でつくる地域情報紙

情報源を全市域から地域に絞り、その地域で生活をしている人々とその地域に配置されたコミュニティワーカーとの協働によって、地域広報紙を作ってはどうか。このような広報紙は、地域らしさを反映したものとなるため、地域への親しみが深まり、また、協働作業を通じて、市民と職員の共感関係を生み出します。

## 7 まとめ

協働が実現すれば、市民は行政まかせの状態ではなく、地域や行政のことに関心を持ち、自ら考え、行動し、その行動に対しては自己責任を持つようになります。また、行政もそのような市民が登場することで、なんでも公共を看板に行政主導でできなくなり、事業の成果やコストに敏感にならざるを得ません。すなわち、協働によって市民的公共性が創出されるだけでなく、行政においては適正な財政運営能力が養われることから、自立性の高い地域社会岸和田が創り出されるのです。

これまで協働の方策や手順を述べてきましたが、これらの制度等が整ったからといって、また、協働の定義や理念を理解することで自動的に協働が実現するものではありません。一人ひとりが常に Add（アッド）モードで事業がより効果を増すよう工夫をこらし、手間暇をかけ協働を充実させていくことが重要です。

今回、協働の初期段階というイメージで、行政が市民を支援していくことを中心に考えてきました。今後は、事業者を含めた協働のあり方や、市民と行政の関係だけでなく、市民と市民との関係をも視野にいれていく必要があると思われます。

## 第5章 最後に

以上、新行財政改革のあり方について、様々な角度から述べてきました。

ご覧いただいた通り、ここでは単なる収支の帳尻合わせだけを意図していません。行財政改革といえば、外部委託の推進や事業の廃止など、往々にして単なる行政の規模縮小の議論になりがちです。しかし、それだけでは行政の責任放棄ではないかとの見方もあります。

今回、公民の役割分担、セーフティネット、公民協働を大きな柱として検討を進めてきましたが、それぞれは密接に絡んでおり、お互いに切り離して考えることはできません。また、事業の廃止などを検討する仕組みだけでなく、新たに推進すべき事業の方向性もたくさん盛り込んでいます。行政厳冬期と言われる今だからこそ、本当のスクラップ・アンド・ビルドに取り組めるものと考えてのことです。

また、今回のまとめは、要約すれば、「十分な救済措置が取られる中で、公民がそれぞれの役割を担いながら協働する」ということになります。

しかし、これらは、行政が一方向的に決定し、市民に押し付けるものであってはなりません。公共をともに担う市民に対して、常に公と民のあり方や役割分担のあり方について問いかけ、両者の合意のもとに決定すべきものです。

そのため、ホームページに掲載したり、メールマガジンを発行したり、市民団体に対して説明会を開いたり、懇談会を行ったり、あらゆる方法で積極的に情報発信していくことが必要です。

また、今後、社会の情勢は刻々と変化し、それを反映して行政の役割も市民の意識も大きく変化します。そのため、役割分担の線引きやセーフティネットの考え方、協働のあり方は、固定的、絶対的なものではなく、それらのことを十分認識した上で絶えず見直していく姿勢が必要です。

今回、モニタリングパートナーに情報を発信し、お互いに意見交換しながら、プロジェクトチームでまとめていくという手法をとりました。

個々の職員は、多かれ少なかれ今の自治体のあり方に危機感を持っていましたが、このことにより、点にしか過ぎなかったものを、共通認識をもつことで線へと広げることができました。今後、さらに職員全体に浸透させることによって、面へと広げ、行政内部の大きな動きにしていかなければなりません。

新行財政改革は、ここからがスタートです。このサブテキストでは、各種の診断カルテを提案していますが、一方で、行政評価も進んでいます。これらをどう連携させていくか、また、個々の提案事項をどう具体化させるか、課題は山積しています。

マイナス面を最小限に抑えつつ、プラス面を最大限に活かしていく行政能力が私たち職員一人ひとりに求められています。

確かに暗いご時世ですが、これらの取組みを進めることで「春遠からじ」だと考えています。手をこまねいていると、破局あるのみです。

日常の仕事に埋没することなく、全体の奉仕者としての責任を自覚し、本書で報告した内容に対して、さらに議論を深めながら、21世紀の自治体行政のあるべき姿を追求し

ていくときに、初めて市民自治都市への展望が開けてくるのではないのでしょうか。  
希望を見失うことなく、知恵を出し合い、さらに一步踏み出していきましょう。

平成 15 年 3 月 25 日

新行財政改革プラン検討プロジェクトチーム

広報公聴課	残 実	人事課	加柴 恵子
総務管財課	西川 照彦	契約検査課	池宮 典子
固定資産税課	竹内 幸子	納税課	上田 賢次
保育課	北川 直正	建築住宅課	頓花 敏修
都市計画課	藤井 恵賀	建設指導課	善野 茂弘
公園緑地課	森口 茂樹	下水道総務課	田中 一裕
公共下水道課	原 博伸	市民病院事務局	大西吉之助
水道局総務課	岡本 充由	水道局工務課	大植まりこ
生涯学習課	津田 伸一	監査事務局	東 史子

## 診断カルテ・診断基準の解説

- (A) 行政サービスの公共性診断カルテ  
公共性の診断基準の解説と得点表
- (B) 行政関与の妥当性診断カルテ  
行政関与の妥当性の診断基準の解説と得点表
- (C) 実施主体の妥当性診断カルテ  
実施主体の妥当性の診断基準の解説と得点表
- (D) 受益者負担の妥当性診断カルテ  
受益者負担の妥当性の診断基準の解説と得点表

### パソコン操作版

別途パソコン操作版(エクセル)診断カルテがあります。それぞれの基準に対して答えを出していくと、自動的に得点が表示されるようになっています。

(A) 行政サービスの公共性診断カルテ

所属課	
行政サービス名	

公共性の診断基準

	診断基準	診断		結果		得点表	
		はい	いいえ	公益	必需	公益	必需
1	誰でもそのサービスを受けることができる					+ 1	0
2	一定の条件を満たさなければ、そのサービスを受けることができない					- 1	0
3	個人又は集団が受益することにより、第三者が何らかの恩恵・利益を受ける					+ 1	0
4	個人又は集団が受益することにより、第三者が何らかの受益機会や質・量が損なわれる					- 1	0
5	市民生活にとって必要不可欠なサービス					+ 1	+ 1
6	市民の大部分が利用しているサービス					+ 1	+ 1
7	サービス供給の対象者が減少している					- 1	- 1
8	サービスのニーズや実施意義が希薄化している					0	- 1
9	地域社会全体の活性化につながるサービス					+ 1	0
10	都市機能の拡大にかかわるサービス					+ 1	0
11	市民生活のさらなる利便性向上にかかわるサービス					0	- 1
12	特定の個人又は集団の利便性向上につながるサービス					- 1	- 1
13	市民の権利保護にかかわるサービス					0	+ 1
14	社会的・経済的弱者を対象としたサービス					- 1	+ 1
15	社会保障を目的として供給するサービス					0	+ 1
16	特定分野の個人的趣味や娯楽に属するサービス					- 1	- 1

公益性・共同消費性と私益性・個人消費性の診断、必需性と選択性の診断			+ 6	+ 5
公益性と必需性による公共性の診断結果			- 6	- 5
			±0	±0

公共性診断の座標

		必需性				
		第2象限： 必需性 / 私益性・個人消費性	+ 5	第1象限： 必需性 / 公益性・共同消費性		
			+ 3			
私益性・個人消費性		- 6	- 3	0	+ 3	+ 6
				- 3		
		第3象限： 選択性 / 私益性・個人消費性	- 5	第4象限： 選択性 / 公益性・共同消費性		
				選択性		
				公益性・共同消費性		

## 公共性の診断基準の解説と得点表

	診断基準の解説	具体例	得点表	
			公益か私益か 共同消費性か 個人消費性か	必需か 選択か
1	<p>誰でもそのサービスを受けることができる</p> <p>誰でも平等に、無条件にサービスを受けることができるものであれば「はい」と教えてください。有料・無料は考慮しないでください。</p> <p>例えば、義務教育の場合、その年齢にならないとそのサービスを受けられませんが、誰もが一度はその年齢になるので、誰でもそのサービスを受けることができると判断し、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは共同消費性が個人消費性かの視点で判断してください。</p>	道路、公園、水道、下水道、広報紙、各種刊行物、体育館、公民館、義務教育、成人式、図書館、市民病院	+ 1	0
2	<p>一定の条件を満たさなければ、そのサービスを受けることができない</p> <p>所得、家族形態、特定の業種・団体・地域等、ある一定の条件を満たさなければそのサービスを受けることができない。実質的に特定の個人又は集団だけがサービスを受けることができる。そうであれば、「はい」と教えてください。</p> <p>例えば、市営住宅は、所得が高すぎたり、単身ではサービスを受けることができないので、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは共同消費性が個人消費性かの視点で判断してください。</p>	保育所、児童手当等各種手当、補助金・助成金、市営住宅、チビッコホーム	- 1	0
3	<p>個人又は集団が受益することにより、第三者が何らかの恩恵・利益を受ける</p> <p>ある個人又は集団がサービスを受けることにより、第三者の利便性を向上させたり、具体的な利益を与えたり、安心感を与えたり、間接的に何らかの恩恵・利益を与えるものであれば、「はい」と教えてください。</p> <p>例えば、市営駐輪場は、自転車の利用者が直接利益を受けるが、放置自転車がなくなり、周辺の通行がしやすくなる等、他の住民も恩恵を受けると考えられるので、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは公益か私益かの視点で判断してください。</p>	市営駐輪場、大学誘致、企業誘致、ボランティア活動促進事業	+ 1	0
4	<p>個人又は集団が受益することにより、第三者が何らかの受益の機会や質・量が損なわれる</p> <p>ある個人又は集団がサービスを受けることにより、第三者の受益の機会やサービスの質・量の低下を招いたり、一定期間占有するというように、直接的、間接的に何らかの受益の機会や質・量が損なわれるものであれば、「はい」と教えてください。</p> <p>例えば、誰かがグラウンドを占有使用することによって、他の人が使えなくなるので、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは公益か私益かの視点で判断してください。</p>	公民館、グラウンド、保育所、体育館、浪切ホール	- 1	0
5	<p>市民生活にとって必要不可欠なサービス</p> <p>不特定多数の市民生活を支える上で、なくてはならないサービス(生存権にかかわるもの)これがないと日々の生活を維持できないものであれば、「はい」と教えてください。</p> <p>例えば、ライフラインの整備は、市民生活にとってなくてはならないものなので、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは公益か私益かの視点で判断してください。</p>	水道、道路、ごみ収集、公共下水道	+ 1	+ 1

6	<p>住民の大部分が利用しているサービス</p> <p>サービスの内容を問わず、老若男女を問わず、大部分の人がそのサービスを実際に利用しているものであれば、「はい」と教えてください。市全体の施設であれば、市民の大部分が、地域の施設であれば、地域住民の大部分が利用しているものです。</p> <p>例えば、本市では公共下水道が普及しているため、市民の大部分の人が利用していると考えられるため、「はい」と答えます。</p> <p>例えば、市民センターは、市民の大部分が利用しているとはいえないが、その地域の人の多くが利用していると考えられるため、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは共同消費性が個人消費性かの視点で判断してください。</p>	<p>ごみ収集、水道、道路、公共下水道、市民センター、地区公民館</p>	+ 1	+ 1
7	<p>サービス供給の対象者が減少している</p> <p>サービスの対象者が実際に減少しているものであれば、「はい」と教えてください。</p> <p>例えば、家畜診療所は、対象となる酪農家や養鶏家が減少しているため、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは共同消費性が個人消費性かの視点で判断してください。</p>	<p>家畜診療所</p>	- 1	- 1
8	<p>サービスのニーズや実施意義が希薄化している</p> <p>社会情勢や市民ニーズの変化、また民間参加が一般的かつ大半を占めている等によって、そのサービスを実施する意義が薄れているもの、また実際に利用者が減少しているものであれば、「はい」と教えてください。</p> <p>例えば、葬儀事業は民間でも盛んに行われ、市営葬儀を実施する意義が希薄化しているので、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは公益か私益かの視点で判断してください。</p>	<p>市営葬儀、し尿汲取り</p>	0	- 1
9	<p>地域社会全体の活性化につながるサービス</p> <p>そのサービス(ソフト面)が供給されたことにより、地域社会全体の活性化、住民自治の促進につながるような効果があると思われるものであれば、「はい」と教えてください。</p> <p>例えば、地区公民館の事業を展開することにより、地域活動を促進し、地域社会が活性化すると考えられるので、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは公益か私益かの視点で判断してください。</p>	<p>市民センター、地区公民館、ボランティア団体の支援</p>	+ 1	0
10	<p>都市機能の拡大にかかわるサービス</p> <p>その施設や設備等(ハード面)があることにより、都市が持つ機能が拡大すると思われるものであれば、「はい」と教えてください。</p> <p>例えば、公園ができたことにより、防災公園にも利用でき、都市機能が拡大したと考えられるので、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは公益か私益かの視点で判断してください。</p>	<p>下水道、道路、公園、東岸和田駅前再開発</p>	+ 1	0
11	<p>市民生活のさらなる利便性向上にかかわるサービス</p> <p>現状でも市民生活を維持できるが、そのサービスがあることによって、さらに利便性が向上するものであれば、「はい」と教えてください。</p> <p>例えば、ローズバスができたことにより、公共施設を巡回しやすくなったので、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは公益か私益かの視点で判断してください。</p>	<p>ローズバス、岸和田市公式ホームページ</p>	0	- 1
12	<p>特定の個人又は集団の利便性向上につながるサービス</p> <p>特定の個人又は集団が利用又は使用することでその利便性向上につながるサービスであれば、「はい」と教えてください。</p> <p>例えば、心技館は剣道や柔道等の武道のために特定のものが使用する施設なので、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは共同消費性が個人消費性かの視点で判断してください。</p>	<p>農業会館、心技館</p>	- 1	- 1

13	市民の権利保護にかかわるサービス	消費者センター、無料法律相談	0	+ 1
	そのサービスの目的が、市民の権利保護にかかわるものであれば、「はい」と答えてください。 例えば、法律相談を無料で受けられることは、市民の様々な権利を保護すると考えられるので、「はい」と答えます。 ここでは共同消費性が個人消費性かの視点で判断してください。			
14	社会的・経済的弱者を対象としたサービス	パピースクール、いながわ療育園、福祉センター、（生活保護）	- 1	+ 1
	そのサービスの目的が、社会的・経済的弱者を対象としたものであれば、「はい」と答えてください。 （例えば、生活保護は、社会的・経済的弱者を対象としたものなので、「はい」と答えます。） ここでは共同消費性が個人消費性かの視点で判断してください。			
15	社会保障を目的として供給するサービス	（国民健康保険、介護保険）	0	+ 1
	そのサービスが、公的扶助、老人医療、社会福祉等の社会保障を目的としたものであれば、「はい」と答えてください。 （例えば、介護保険は上記の社会保障と考えられるので、「はい」と答えます。） ここでは公益か私益かの視点で判断してください。			
16	特定分野の個人的趣味や娯楽に属するサービス	公民館等の各種講座、弓道場、スポーツ教室	- 1	- 1
	個人的な趣味や娯楽に属するサービスで、特定の分野に偏ったものであれば、「はい」と答えてください。 例えば、公民館の各種講座は、個人的な趣味や娯楽に属するものなので、「はい」と答えます。 ここでは共同消費性が個人消費性かの視点で判断してください。			
		診断値	+ 6	+ 5
			- 6	- 5

## (B) 行政関与の妥当性診断カルテ

### 行政関与の妥当性診断カルテ (- 4 診断値 4)

	診断基準	診断		結果	得点表 はの場合
		はい	いいえ		
1	当該サービスが社会保障の機能を果たしているもの				+ 1
2	サービスの立案・形成に関するもの				+ 1
3	当該サービスと実施結果が類似するサービスが行政内に存在するもの				- 1
4	民間類似サービスで相応の実績があり、十分な供給ができるもの				- 1
5	自助・共助で対応可能であるもの				- 1
6	法律等の基準を超えたレベルでのサービスを提供しているもの				- 1
7	本市条例により関与が定められているもの				+ 1
8	市の資源を有効活用するもの				+ 1
		診断結果			

### 行政関与の妥当性の診断基準の解説と得点表

	診断基準の解説	得点表 はの場合
1	当該サービスが社会保障の機能を果たしているもの	+ 1
	当該サービスが、公的扶助、老人医療、社会福祉等の社会保障の機能を果たしているものであれば、「はい」、そうでなければ「いいえ」と教えてください。	
2	サービスの立案・形成に関するもの	+ 1
	当該サービスの実施主体に関わらず、サービス内容の立案や形成に寄与するものであれば、「はい」、そうでなければ「いいえ」と教えてください。	
3	当該サービスと実施結果が類似するサービスが行政内に存在するもの	- 1
	当該サービスの実施結果と類似するサービスが行政内に存在するものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と教えてください。	
4	民間類似サービスで相応の実績があり、十分な供給ができるもの	- 1
	当該サービスの供給者が民間に存在し、供給を十分満足できるものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と教えてください。	
5	自助・共助で対応可能であるもの	- 1
	当該サービスの内容が、家族や地域での小さな単位で解決可能なものであれば、「はい」、そうでなければ「いいえ」と教えてください。	
6	法律等の基準を超えたレベルでのサービスを提供しているもの	- 1
	当該サービスが法律等で定められた基準を超えたもの又は市単独のサービスであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と教えてください。	
7	本市条例により関与が定められているもの	+ 1
	市の独自のまちづくりを推進するために、条例により政策的基本方針や推進方法等の関与が定められているものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と教えてください。ただし、施設等の管理・運営を目的とした条例は除きます。	
8	市の資源を有効活用するもの	+ 1
	当該サービスが本市の有する産業、人的資源、有形・無形資産を有効活用するものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と教えてください。(例)ほたる祭、ブナ林保存、土生鼓踊り、地域人材活用事業など。	

## (C) 実施主体の妥当性診断カルテ

### 実施主体の妥当性診断カルテ (- 4 診断値 4)

	診 断 基 準	診 断		結 果	得点表
		はい	いいえ		はいの場合
1	他に実施主体のない事業				+ 1
2	緊急災害対策等に関する事業				+ 1
3	市民との協働の推進を目的とした事業				+ 1
4	外部委託により市民参加と自治意識の向上が図れる事業				- 1
5	外部委託を行っても、そのサービスの質の維持又は向上が図れる事業				- 1
6	民間におけるノウハウ・専門知識・技術等が必要とされる事業				- 1
7	マニュアル等により定型化可能な事業				- 1
8	行政でなければ入手困難な情報又は個人情報に関する事業				+ 1
				<b>診断結果</b>	

### 実施主体の妥当性の診断基準の解説と得点表

	診断基準の解説	得点表
		はいの場合
1	他に実施主体のない事業 民間等において供給不可能なもので、市が直接実施しなければならない事業であれば、「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	+ 1
2	緊急災害対策等に関する事業 災害対策、防災及び消防、救急等で、当該事業がなければ、市民の生命・財産に大きな被害を及ぼす恐れのあるものであれば、「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	+ 1
3	市民との協働の推進を目的とした事業 当該事業が、市民とのパートナーシップ確保に直接または密接につながるものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	+ 1
4	外部委託により市民参加と自治意識の向上が図れる事業 当該事を外部に委託することにより、住民自治の高揚を図ることが期待できるものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	- 1
5	外部委託を行っても、そのサービスの質の維持又は向上が図れる事業 当該事業を外部委託した場合も、そのサービスの質が低下しない、又は向上に資することが期待できるものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	- 1
6	民間におけるノウハウ・専門知識・技術等が必要とされる事業 当該事業の執行において、民間のノウハウ、専門知識、技術等を必要とするものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	- 1
7	マニュアル等により定型化可能な事業 当該事業が、業務マニュアル等により定型化が可能なものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	- 1
8	行政でなければ入手困難な情報又は個人情報に基づく事業 当該事業の執行が、行政以外では入手困難な情報又は個人情報に関するものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	+ 1

## (D) 受益者負担の妥当性診断カルテ

### 受益者負担の妥当性診断カルテ (0 診断値 5)

	診断基準	診断		結果
		はい	いいえ	
1	個人又は集団により利用量・頻度が異なるサービス			
2	特定の個人又は集団が直接受けるサービス			
3	乱用防止等のため受益者負担による抑制効果が必要なサービス			
4	特定の個人又は集団の利便性向上につながるサービス			
5	特定分野の個人的趣味や娯楽に属するサービス			
診断結果				

得点表
はいの場合
+ 1
+ 1
+ 1
+ 1
+ 1

### 受益者負担の妥当性の診断基準の解説と得点表

	診断基準の解説
1	個人又は集団により利用量・頻度が異なるサービス 個人又は集団により、当該サービスの利用量・頻度が異なるものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と教えてください。
2	特定の個人又は集団が直接受けるサービス サービスの供給の内容に係らず、当該サービスを特定の個人又は集団が受けるものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と教えてください。
3	乱用防止等のため受益者負担による抑制効果が必要なサービス 当該サービスの乱用防止等のため、受益者負担による抑制効果が必要なものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と教えてください。
4	特定の個人又は集団の利便性向上につながるサービス 当該サービスが特定の個人又は集団が利用又は使用することでその利便性向上につながるサービスであれば、「はい」、そうでなければ「いいえ」と教えてください。
5	特定分野の個人的趣味や娯楽に属するサービス 当該サービスが個人的な趣味や娯楽に属し、特定の分野に偏ったものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と教えてください。

得点表
はいの場合
+ 1
+ 1
+ 1
+ 1
+ 1

